

欧州特別支援教育機構及び ベルギー王国フランス語圏共同体教育事務所訪問調査

棟方哲弥
(企画部)

要旨：インクルーシブ教育システムの構築に関する国際シンポジウムの開催に向けた情報収集の一環として、欧州特別支援教育機構ブリュッセル事務所を訪問した。本稿では、同機構の組織と運営並びにインクルーシブ教育に関する事業を中心に紹介する。また、同機構訪問に併せて実施したベルギーのフランス語圏共同体の調査から同国の特別支援教育の現状についても報告する。現地での聞き取りと関連資料から得られた主な内容は以下の通りであった。欧州連合（EU）で実施された事業（HELIOSプログラム）が1996年に終結となる際に事業内容の継続を提案したデンマーク教育省の支援により同機構が設置されたこと、1999年に15の加盟国が運営に参加して、各国が経費を負担して運営するという現在の機構の形になったもので、2014年4月現在、28国（32地域）に拡大したこと、機構の事業として欧州各国の特別なニーズ教育に関する統計データ（SNE DATAと呼ばれる。）を収集してきたが、2014年末を目処に、よりインクルーシブな教育を目指した指標を取り入れた新たな集計の枠組みを検討していることなどであった。また、ベルギー王国フランス語圏共同体では、学習障害を含めて8種類の特別学校が存在しており、特別教育の免許が存在しない一方で、特別学校には児童生徒3.5人から7.1人に1名の教員と18人から20人に1名の言語療法士等のパラメディカルが配置されていること、年齢ではなく発達段階による学年構成を行っていること、特別学校については保護者からの評価が高いこと、病弱の特別学校は2重籍が可能なことのほか、4種類のインクルーシブ教育のタイプやフランスから越境して同地域へ就学する児童生徒の存在も示された。

見出し語：インクルーシブ教育システム、欧州特別支援教育機構、ベルギー国フランス語圏共同体、訪問調査、特別支援教育

I. はじめに

平成26年4月3日（木）～平成26年4月7日（月）の期間で、インクルーシブ教育システムの構築に関する国際シンポジウムの開催に向けた情報収集の一環として、欧州特別支援教育機構（European Agency for Special Needs and Inclusive Education）ブリュッセル事務所並びにベルギー王国フランス語圏共同体教育事務所を訪問して聞き取り調査を実施した。

欧州特別支援教育機構は、その機能の一つとして、欧州各国の特別なニーズ教育に関する統計データ（SNE DATAと呼ばれる。）を収集してWebサイトで公開している（図1）。本研究所は平成23年度からこのデータを、その一部に利用して、諸外国の障害のある子どもの教育についての報告（国立特別支援教育



図1 欧州特別支援教育機構のSNE Dataが掲載される国別情報（Country Information）のトップページの様子



図2 国別情報のページの様子
(ベルギーのフランス語圏共同体)

総合研究所企画部調査・国際担当・国別調査班, 2012, 2013, 2014) を行ってきた。上記のWebサイトには、SNE Dataの他に、欧州各国の障害のある子どもの教育システムに関する法律や障害認定、学校、教員養成や研修に関する情報が紹介されている(図2)。さらに、同機構が欧州各国と実施するインクルーシブ教育システム構築に向けたプロジェクトやその報告書が多数公開されている(European Agency for Special Needs and Inclusive EducationのWebサイト, n.d.)。本研究所がインクルーシブ教育システム構築のための国際シンポジウムを開催する際に、招聘国の選定を含めて有用な情報が得られると期待された。また、実際に訪問することで結ばれる人的なネットワークの構築も1つの重要な成果と考えられた。そこで、まず、デンマークのオーデンセにある同機関の本部に対して訪問調査の依頼を行ったところ、同機構の副所長であり、欧州連合(EU: European Union)との連携や実際のプロジェクトを実施しているブリュッセル事務所の所長でもあるVictoria Soriano氏との面会が設定された。一方、ベルギー王国は、フランス語、オランダ語、ドイツ語の3つの言語の異なる言語圏の共同体で構成されている。教育行政や教育システムが異なるため、先のSNE Dataでは、ベルギー王国がフランス語圏共同体とオランダ語圏共同体の2つの別の地域のデータとして報告されている。これに類似した例はイギリスがEngland, Northern Ireland, Scotland, Walesの4つの別の地域としてSNE Dataに報告されていることである。今回、フランス語圏共同体とオランダ語圏共同体の2カ所のSNE Dataの国別コーディネーターへ訪問調査を依頼した

ところ、フランス語圏共同体からの受け入れの承諾とオランダ語圏共同体からは資料の提供があった。今回は、実際に訪問した欧州特別支援教育機構とベルギーフランス語圏共同体教育事務所への調査について報告する。

II. 訪問調査報告

1. 欧州特別支援教育機構

(1) 訪問日、場所及び対応者

訪問日：平成26年4月3日(木)

場 所：欧州特別支援教育機構ブリュッセル事務所

住 所：Avenue Palmerston 3, BE-1000, Brussels, Belgium

対応者：Victoria Soriano氏(ブリュッセル事務所長・



図3 ブリュッセル事務所のある建物の外観

同機構 Assistant Director)

(2) 内容

今回の訪問の目的及び本研究所の設置目的と主な事業、とりわけ文部科学省とOECD並びに本研究所で主催した2005年の国際ワークショップ、アジア太平洋特別支援教育国際セミナー等の紹介を行った後に、Victoria Soriano氏より同機構について説明を受けた。この際、Policy Officer Assistant のFlora Bellour氏、イタリアからの研修生であるAntonella Mangiaracina氏(研修生)が同席した。

Victoria Soriano氏からの聞き取りと関連資料から得られた主な内容は以下の通りであった。

欧州連合(EU)では、1992年から加盟国の情報共有を促進することで障害者の統合と機会平等を推進

ることを目的としたHELIOSプログラムが実施されたこと。このHELIOSプログラムが1996年に終結を迎える際に、デンマークの教育大臣が、この事業内容の3年間の事業継続のための、事務所を含めた経費の負担を申し出たことで同機構が設置されたことが紹介された。この3年間の事業が評価されたことから1999年に15の加盟国が運営に参加することになり、各国が経費を負担して機構を運営するという現在の形式になったとされる。なお、当時の正式な名称は、European Agency for Development of Special Needs Educationであったが、2014年1月に改称してEuropean Agency for Special Needs and Inclusive Educationとなった。この名称変更について同氏は、加盟国の障害者権利条約の批准を踏まえたことや、“Special Needs Education”が加盟国の障害のある子どもの教育の従来からある多様な状況を幅広く指す言葉であり、権利条約の示すインクルーシブな教育を目指すことを明確にするためと説明した。同機構は、訪問した2014年4月現在、28国（32地域）に拡大しており、さらにクロアチア等を加盟国に迎える活動をしているとのことであった。また、欧州全体を加盟国にすることから、同機構の報告書等は22カ国語に翻訳されてWebサイトから提供されているが、この翻訳に多くのリソースが使われているとのことであった。

予算は、加盟国が、それぞれの人口規模によって異なる負担金を支払うことに加えて、EUから補助金を得ている。例えば、5,000万人を越える人口をもつ国の負担金は、国同機構の協約(Article of Association)によれば、77,964ユーロであり、1ユーロを134円とすると、およそ1年間に1,045万円となる。同氏によれば、加盟国は会議への出張旅費や人件費を負担しており、それに加えて優秀な人材を機構に派遣しているため、それらはお金に代えられない価値がある貢献であると説明した。さらに、EUからの資金は、機構の独立性を確保するため、加盟国全体の負担金の半分の額を越えないことにしているとのことであった。

機構の組織は次のようになっていた。まず、トップに代表委員会がある。これは各国代表28名で、それぞれの教育大臣が指名する。この代表委員会から

経営委員会のメンバー6名が選出される。その内の1名が議長となる。機構職員は21名であり、その中に所長、副所長、職員がある。さらに委託専門員(員数外)と、各プロジェクト毎にそれぞれの国から推薦される各国のコーディネーター(28名)が存在し、それぞれのプロジェクトでは、国内で、それに相応しい複数の専門家に作業が依頼されるとのことであった。このような各国に広がる特別支援教育の専門家の人的なネットワークは、機構の大きな財産となっているとのことであった。

また、EUの優先的課題を述べたEducation and Training 2020 (ET 2020)方略にインクルーシブ教育におけるEUの協同を推進することが明記されたことから同機構の重要性は確固たるものとなっている。ところで、機構では、先に紹介したSNE Dataの他に、さまざまなプロジェクトを実施している (<https://www.european-agency.org/agency-projects>)。例えば、2002年から2014年までに29冊の報告書が掲載されている。訪問時に特徴的なプロジェクトとして“*Young Views on Inclusive Education - European Hearing 2011*”が紹介された。これは障害のある児童生徒学生と障害のない児童生徒学生がEU議会に集まって障害について討議するプロジェクトであった。これ以降も定期的に開催するとのことであった。

さらに、SNE Dataについては、2014年末を目処に、よりインクルーシブな教育を目指した指標を取り入れた新たな集計の枠組みを検討していることも明らかになった。しかしながら、帰国後に2015年初頭に公開されるとの情報が機構のニューズレターに掲載され、さらに本稿の執筆時点(2015(平成27)年2月末現在)、新たなデータは公開されていない。

本訪問の最後には、本研究所が実施を計画しているインクルーシブ教育システムの構築に関する国際シンポジウムへの協力をはじめとして、今後とも情報交換や交流を深めることを確認することができた。

2. ベルギー王国フランス語圏特別支援教育行政事務所

(1) 訪問日、場所及び対応者

訪問日：平成26年4月4日(金)及び4月7日(月)

場所：ベルギーのフランス語圏特別支援教育行政

事務所

住 所：Bureau 2F246, rue A. Lavallée, 1, B-1080

Bruxelles

対応者：Paul André Leblanc氏（特別支援教育評議会担当）



図4 フランス語圏共同体特別支援教育事務所のある建物（運河の岸の左に見える建物。右は同共同体政府）

（2）内容

ベルギー王国の人口は11,116,242人、面積は30,528km²、人口密度364人/km²、1人当たりのGDPは36,235米ドルとなっており、人口、面積は日本の約1/10で、人口密度と1人あたりのGDPはほぼ同様の数字となっている。また、ベルギー王国は、フランス語、オランダ語、ドイツ語の3つの言語の異なる言語圏の共同体で構成されている。共同体は独自の議会、政府、行政機構を有するため、先のSNE Dataでは、ベルギー王国がフランス語圏共同体とオランダ語圏共同体の2つの別の地域のデータとして報告されている。図5は、このSNE Data（データは2011-2012年）と2012年5月のデータとなる平成24年度の日本の特別支援教育資料（文部科学省, 2013）から作成した障害のある子どもの就学状況の比較である。特別学校での支援が高率であることが理解される。SNE Dataによれば、EUでこのような特徴を持つ国はベルギー、スイス、オランダ、ドイツ等が挙げられる。

それでは、ベルギーのフランス語圏共同体教育事務所への調査について報告する。

担当官のPaul-André Leblanc氏は、フランス語共同



図5 障害のある子どもの就学状況（ベルギーの2つの共同体と日本の比較）

体（Fédération Wallonie-Bruxelles）の特別支援教育評議会の担当者であり、先に紹介した欧州特別支援教育機構の同共同体のNational Coordinatorであった。ここでも同様に、今回の訪問の目的及び本研究の概要について説明した後、Leblanc氏より、同国の行政区分、特別支援教育システム、インクルーシブ教育の進展、現状と課題について個別の統計資料をもとに説明を受けた。

Leblanc氏からの聞き取りと関連資料から得られた主な内容は以下の通りであった。

基本的なこととして学校選択の自由と設置の自由があること。このため学校の設置者は、全体の16%を占める共同体（FédérationあるいはCommunautés）立、合わせて35%の州（Provinces）立と市（Communes）立と、47%を占める宗教（Confessionnel）立、2%の無宗教（Non confessionnel）立があること。学力評価（義務教育で4回）と基礎学習証明（CEB：Certificat d'études de base）（初等学校修了時）などがあり、中学修了までに全児童生徒の半数が落第を経験すること。学校には、それぞれに対応する心理医療社会センター（CPMS: Centres psycho-médico-sociaux）が必ず設置されていること、CPMSには、通常教育のものと特別支援教育のもの、それらの混合型があるとのことであった。

ベルギーのフランス語圏共同体では、学習障害を含めて以下の8種類の特別学校が存在していること。1型：軽度知的障害（幼稚園段階無し）（全体の3割を占める）

- 2型：中度・重度知的障害（全体の1割）
- 3型：行動問題・パーソナリティ障害（全体の1割）
- 4型：肢体不自由（全体の4%）
- 5型：入院児童生徒（病気・回復期）（全体の2%）
- 6型：盲・弱視
- 7型：ろう・難聴・重度失語症
- 8型：認知機能障害・学習障害（小学校段階のみ）
（全体の4割）

※上記に加えて重度の障害により通学出来ない場合は訪問教育があり、さらに、上記のそれぞれの学校種別に、失語症、自閉症、重度重複、知的障害のない重度肢体不自由のための適応指導が存在する。なお、通学費用は無償となっている。

ベルギーのフランス語圏共同体では、特別教育の免許が存在しない一方で、特別学校には児童生徒3.5人から7.1人に1名の教員と18人から20人に1名の



図8 市立の幼稚園に学習障害の特別学校（第8型）が併設している様子

特別学校(4つの発達段階)

初等教育段階

タイプ2(中度・重度知的)

1. 自立と社会性の獲得
2. 就学前段階学習
3. 初期就学段階
4. 深化段階

その他のタイプ

1. 就学前段階学習
2. 学習目覚め段階
3. 習得と発展
4. 習得内容の機能的活用・期待される進路へ(準ずる課程)

中等教育段階

1. 社会適応(日本で言えば自立活動中心)
 2. 1と職業適応
 3. 職業適応
 4. 普通科、技術、芸術あるいは職業適応(日本でいえば準ずる課程)
- ※ デュアルシステム(alternance)がある

図6 特別学校の発達段階

通常学校への統合(インクルーシブ)教育 (L'intégration dans l'enseignement ordinaire)

- 障害のある児童生徒が通常学校に通う場合には、全ての障害種別に対して、週4時間の特別学校教員が通常学校に配属される
- 上記の支援を受けるためには基本的には特別学校在籍が必要
- 4種類の統合のタイプ
 - 通年、全課程(Permanente total)
 - 特定期間、全課程(Temporaire total)
 - 通年、部分課程(Permanente partielle)
 - 特定期間、部分課程(Temporaire partielle)

図7 通常学校での支援と4種類の統合のタイプ



図9 市立の幼稚園に学習障害の特別学校（第8型）が併設している様子

言語療法士等のパラメディカルが配置されているとのことであった。また、年齢ではなく発達段階による学年構成を行っており(図6)、特別学校については保護者からの評価が高いとのことであった。

このほか、通常学校での支援内容と、4種類のインクルーシブ教育のタイプ(図7)が示された。すなわち、①1年を通じて全課程を通常学級で過ごす、②特定の期間だけであるが全課程を通常学級で過ごす、③1年を通じて、一部の教科を通常学級で過ごす、④特定の期間、一部の教科を通常学級で過ごすタイプである。この他、特別学校と通常学校の移籍は年間を通じて常時可能であること、第5型特別学校(病弱)は、通常学校との2重籍が可能であること、フランスからベルギーの特別学校に転入する児

童生徒は年間16,000人に上ることなどが示された。

4月7日(月)は、同氏から得た市内、郊外の特別支援学校のリスト(29校)をもとに、通常学校と併設される学校など19校の立地などを確認した。病院に隣接する学校、敷地の広い学校、通常の住宅にも見える学校など、設置の多様性を裏付けるものと思われた。図8は、市立の幼稚園に第8型の学習障害(小学校段階の学校)の特別学校が併設しているものであった(左の看板が幼稚園を示し、右の奥に小さく写っている看板が第8型の特別学校のもの)。図9に、後者の看板部分の写真を掲載する。

Ⅲ. おわりに

インクルーシブ教育システムの構築に関する国際シンポジウムの開催に向けた情報収集の一環として、欧州特別支援教育機構のブリュッセル事務所並びにベルギー王国フランス語圏共同体教育事務所を訪問して聞き取り調査を実施した。聞き取り内容と入手した関連資料から、その内容をまとめた。訪問中は、上記の調査に合わせて教員用の図書資料などの情報収集を行った。Leblanc氏より出版社、販売店の情報を得たが、特別な教員免許が存在しないとの説明を裏付けるように、店頭にある関連冊子は少数のフランスの出版物であった。実際にそのような図書等がベルギー国内で出版されているのかどうか、書誌情報などから確認する必要があるが、諸外国の教育システムを比較する場合には、これらを含めて、さまざまな要因を調べ、それらの相互の関連性を理解することも重要となると思われる。

ところで、ベルギーでLeblanc氏より得たフランスからの越境就学の事実は、帰国後11月4日のフランス国営テレビの8時のニュース番組で「フランス児童の醜聞」として大きく取り上げられることになるhttp://www.francetvinfo.fr/replay-jt/france-2/20-heures/jt-de-20h-du-mardi-4-novembre-2014_730913.html (アクセス日, 2015-02-26)。特に言語や文化を同じくする場合には、その国との実体的な関係も視野に入れる必要があるかもしれない。

今回の調査は知見のみならず、機関や人的ネットワークを含めて、本研究所が実施を計画しているイ

ンクルーシブ教育システムの構築に関する国際シンポジウムを実施するために役立つものと考えている。

引用文献

European Agency for Special Needs and Inclusive Education (n.d.) <https://www.european-agency.org/> (アクセス日, 2015-02-26)

European Agency for Special Needs and Inclusive Education (2010). Article of Association. <https://www.european-agency.org/about-us/articles-of-association> (アクセス日, 2015-02-26)

国立特別支援教育総合研究所企画部国際調査担当・国別調査班(2014). 諸外国における障害のある子どもの教育. 国立特別支援教育総合研究所ジャーナル, 3, 70-84.

国立特別支援教育総合研究所企画部国際調査担当・国別調査班(2013). 諸外国における障害のある子どもの教育. 国立特別支援教育総合研究所ジャーナル, 2, 33-47.

国立特別支援教育総合研究所企画部国際調査担当・国別調査班(2012). 諸外国における障害のある子どもの教育. 国立特別支援教育総合研究所ジャーナル, 1, 30-42.

文部科学省初等中等教育局特別支援教育課(2013). 特別支援教育資料. 文部科学省.